○文部科学省告示第三十七号

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第五十二条の三の三の規定に基づき、平成二十三年一月一日現在の同条に規定する文部科学大臣が定める家屋を次のように定める。

平成二十三年三月十六日

文部科学大臣　髙木　義明

別表一から別表六に掲げる家屋

別表一　金沢の文化的景観　城下町の伝統と文化

種別	員数	所在地
神社	一棟	石川県金沢市丸の内二二番
神社	二棟	丸の内二二番、二五番、五五番
神社	二棟	尾山町三二一番一
蔵	一棟	兼六町八二番
住宅	一棟	兼六町八三番一、八四番一
離れ	一棟	兼六町八四番一
蔵	一棟	兼六町八四番一
店舗	一棟	兼六町八四番一
住宅	一棟	尾張町一丁目五七番、五八番
店舗兼住宅	一棟	尾張町一丁目一一一番
住宅	一棟	尾張町一丁目一七〇番一、一七〇番二
店舗兼住宅	一棟	尾張町一丁目三四五番
住宅	一棟	尾張町二丁目一一四番
店舗兼住宅	一棟	尾張町二丁目一一九番
店舗	一棟	尾張町二丁目三九三番
住宅	一棟	尾張町二丁目五六九番、五七〇番、五七一番
門	一棟	本多町三丁目五三番一
店舗兼住宅	一棟	本多町三丁目五四番
住宅	一棟	十間町四四番、四四番二
		下新町一五八番

別表二　高島市針江・霜降の水辺景観

種別	員数	所在地
居宅	一棟	滋賀県高島市新旭町針江字西出五五四番
堂宇	一棟	旭字竹ノ町一九四番
倉庫	一棟	旭字庵ノ東八三番
居宅	一棟	旭字庵ノ東八三番一
倉庫	一棟	旭字庵ノ東八三番一

別表三　樫原の棚田

種別	員数	所在地
納屋	一棟	徳島県勝浦郡上勝町大字生実字松尾二二番
便所	一棟	字松尾二二番
主屋	一棟	字竹ノ前十六番

別表四　平戸島の文化的景観

種別	員数	所在地
納屋	一棟	字竹ノ前十六番
蔵	一棟	字竹ノ前十六番
小屋	一棟	字竹ノ前十六番
コエ舎	一棟	字竹ノ前十六番
主屋	一棟	字竹ノ前四九番一
納屋	一棟	字竹ノ前四九番一
小屋	一棟	字竹ノ前四九番一
便所	一棟	字竹ノ前四九番一
小屋	一棟	字白鶴二一番一
主屋	一棟	字白鶴二五番
納屋	一棟	字白鶴二五番
小屋	一棟	字白鶴二五番
主屋	一棟	字福山一四番一
納屋	一棟	字福山一四番一
小屋	一棟	字福山一四番一
便所	一棟	字福山一四番一
主屋	一棟	字福山六六番
納屋	一棟	字福山六六番

別表五　田染荘小崎の農村景観

種別	員数	所在地
住居	一棟	長崎県平戸市獅子町字ウロノ元三一　九番イ
事務所	一棟	根獅子町字平谷一四二二番二

別表六　小鹿田焼の里

種別	員数	所在地
主屋	一棟	大分県豊後高田市田染小崎字上ノ原二〇八三番
馬屋	一棟	字上ノ原二〇八三番
蔵	一棟	字上ノ原二〇八三番
付属屋	一棟	字上ノ原二〇八三番
土蔵	一棟	大分県日田市大字鶴河内六八番一
主屋	一棟	大字鶴河内七一番
納屋	一棟	大字鶴河内七一番
土蔵	一棟	大字鶴河内八二番二
主屋	一棟	大字鶴河内八四番
主屋	一棟	大字鶴河内一〇二番